



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性への暴力は人権侵害です

# DVのない社会に!

11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。特に11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」に指定されています。

## DVとは?

夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為をDV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。

## 被害者

経済的に加害者に頼らざるを得ない状況  
「立ち直るかもしれない」という期待  
暴力を振るわれても逃げられなくなってしまう。

## 暴力

**身体に対する暴力**  
殴る・蹴る・物を投げつける・突き飛ばすなど。  
**精神的暴力**  
「誰のおかげで生活できるんだ!」などの暴言。交友関係や毎日の行動の監視。無視など。  
**性的暴力**  
望まない性行為の強要。避妊に協力しないなど。  
**経済的暴力**  
必要な生活費を渡さない。仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせるなど。  
**子どもを利用した暴力**  
子どもへの加害をほめめかす。子どもに被害者が悪いと思わせるなど。

## 加害者

年齢・学歴・職業に無関係  
会社や近所では「温厚」と思われている人もいます。  
妻(女性)は夫(男性)の所有物であるという考えで、女性を力で支配しようとしています。

DVは犯罪となる行為を含む  
重大な人権侵害です

被害者は暴力に耐え続ける生活の中で、身も心も傷つき、あきらめにも似た無力感や孤立感を深めていることでしょう。暴力を振るわれていいという人はいません。専門機関に相談し、支援を求めるのは、被害者の権利です。友人や家族のかたは、自分の価値観で論じたり、「我慢が足りない!」などと非難せず、専門機関やDVの正確な情報提供をしてあげてください。

## 子どもの前でのDVは児童虐待です

児童虐待防止法では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」を、虐待と定義しています。暴力を目撃した子どもに、さまざまな心身の症状があらわれるなどの影響も考えられます。

## 被害者を支援するための法律があります

配偶者暴力防止法(DV防止法)は、人権擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律です。DVの通報や相談、被害者の保護、加害者への罰則など、被害者を支援するためのしくみを規定しています。

## DV、セクハラ、ストーカーなどで悩んでいるかたへの相談窓口

一人で悩まないで、相談してください

| 実施機関の名称                          | 相談日・時間                                | 電話番号         |
|----------------------------------|---------------------------------------|--------------|
| 川口市役所(市民相談担当)                    | 月～金曜日 8:30～16:30                      | 258-1110     |
| 川口警察署(生活安全課)                     | 随時                                    | 253-0110     |
| 武南警察署(生活安全課)                     | 随時                                    | 286-0110     |
| 埼玉県警察犯罪被害者相談センター(犯罪被害ホットライン)     | 月～金曜日 8:30～17:30                      | 0120-381-858 |
| 婦人相談センターDV相談室(配偶者暴力相談支援センター)     | 月～土曜日 9:30～20:30<br>日曜日・祝日 9:30～17:00 | 048-863-6060 |
| さいたま地方務局人権擁護課(女性の人権ホットライン)       | 月～金曜日 8:30～17:15                      | 0570-070-810 |
| 埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)   | 月～土曜日 10:00～20:30                     | 048-600-3800 |
| 川口市役所男女共同参画社会担当 ※女性カウンセラーによる電話相談 | 毎月第2・4水曜日 13:00～15:00                 | 0120-532-317 |

## 男女共同参画コーナーからのお知らせ(場所:キュポ・ラ本館M4階)

11月12日(木)から25日(水)まで、相談窓口などのリーフレットの配布や、DVに関する書籍の展示を行います。

また下記の日程で「配偶者暴力防止法のしくみがわかる」DVDなどの上映も行います。

- ・11/12(木)、14(土)、17(火)、19(木)、21(土)
- ・各日3回(上映30分)
- 10:00～、14:00～、17:00～
- ・先着20人

\*事前申し込み不要

## 男女共同参画フォーラム ～みんなが主役!! 輝いて～

# 11/27

日時…11月27日(金) 10:30～16:00

場所…リア催し広場、展示ホール

内容…〈催し広場〉ヘアサート、フラメンコ舞踊、朗読、オカリナ演奏発表 ほか  
〈展示ホール〉ワーク・ライフ・バランス、介護や子育て、地域活動についての研究発表、ブローチなどの手作り講習会、紙芝居、キッズコーナー、コーヒーコーナー ほか

入場料・申し込み…無料・事前申し込み不要

※アンケート回答者には粗品贈呈

### ◆「女性の社会的自立と男女共同参画社会の実現」シンポジウム

日時…11月27日(金) 14:30～16:00

場所…リア催し広場

|                               |        |
|-------------------------------|--------|
| 基調講演:学習院大学経済学部特別客員教授          | 木谷 宏氏  |
| コーディネーター:特定社会保険労務士、キャリアカウンセラー | 橋本 正子氏 |
| パネリスト:起業家(株式会社コマム代表取締役)       | 小松 君恵氏 |
| 子育て中のパパ代表                     | 新井 敬二氏 |
| 川口市男女共同参画推進員協議会代表             | 立石 幸子氏 |

入場料・申し込み…無料・事前申し込み不要

その他…手話通訳付き。一時託児(2歳以上～未就学児)を希望するかたは、11月20日(金)までに、電話またはFAXで申し込みください。

問い合わせ…総合政策課 男女共同参画社会担当 ☎227-7605(火～土曜日 9:30～18:15) ☎226-7718